

明石市リハビリテーション指標を活用した分析

1 基本理念

高齢化が加速する中で、医療、介護、介護予防等の支援が包括的に確保される体制として、地域包括ケアシステムの構築が進められてきた。また、医療では、限られた医療資源の中で、急性期から慢性期、在宅医療や介護まで切れ目のない医療提供体制を構築するため、地域医療構想に基づく病床の機能分化・連携の取組が進められており、医療と介護の連携の重要性が増してきている。

そのような状況の中、リハビリテーションにおいても、要介護（要支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてサービスを利用できるよう、医療（急性期・回復期）から介護（生活期）への切れ目のないサービス提供体制の構築が求められているため、今後地域として目指す姿や具体的な目標の立案及び課題の抽出に向けて、当市の現状を把握し、分析を実施するもの。

分析は、厚生労働省が発行する「介護保険事業（支援）計画における要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築に関する手引き」に沿って、「当市の人口等の基本情報」「ストラクチャー指標※1」「プロセス指標※2」の数値を用いて行う。

- ※1 ストラクチャー指標とは、地域のサービス提供体制がどのように構築されているかを確認できる指標で、「サービス提供事業所数」「定員」「専門職の従事者数」等の数値を指す。
- ※2 プロセス指標とは、地域でどのようなサービスが提供されているかを確認できる指標で、「利用率」「各種加算の取得状況」等の数値を指す。

2 基本情報（令和3年3月末時点）

- ・人口 約30万人
- ・高齢化率及び認定率

	高齢化率	認定率	調整済み認定率※
明石市	26.8%	19.2%	20.0%
兵庫県	29.5%	20.5%	20.3%
国	28.9%	19.1%	18.7%

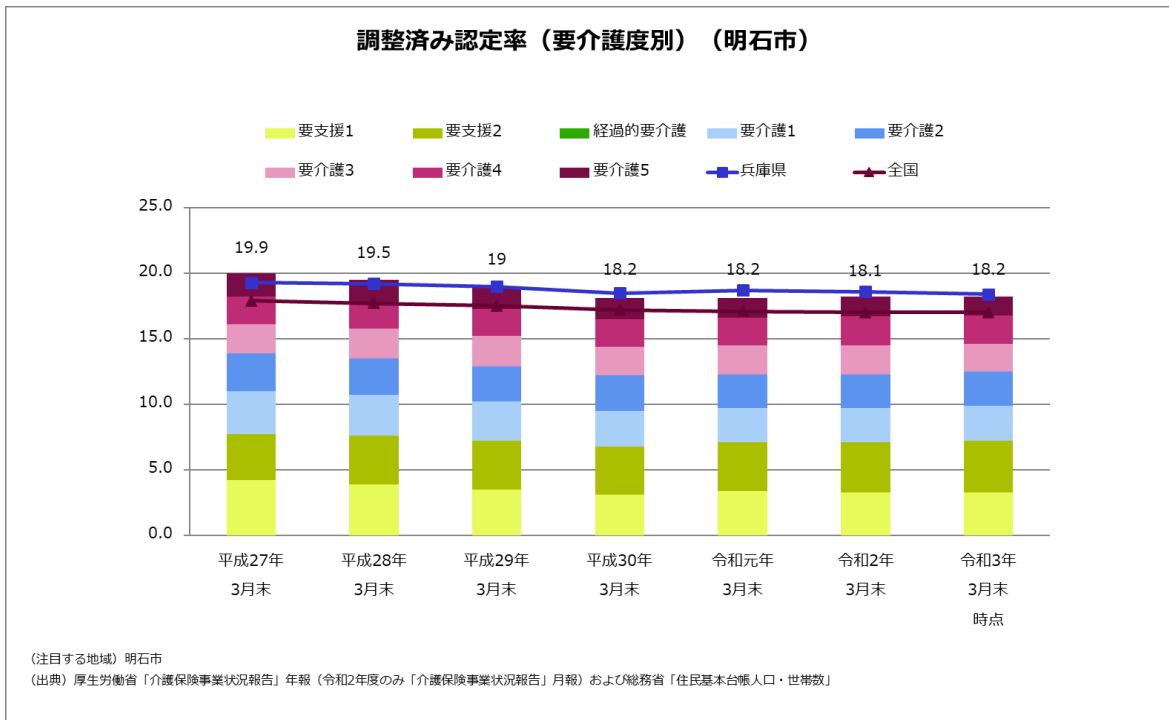
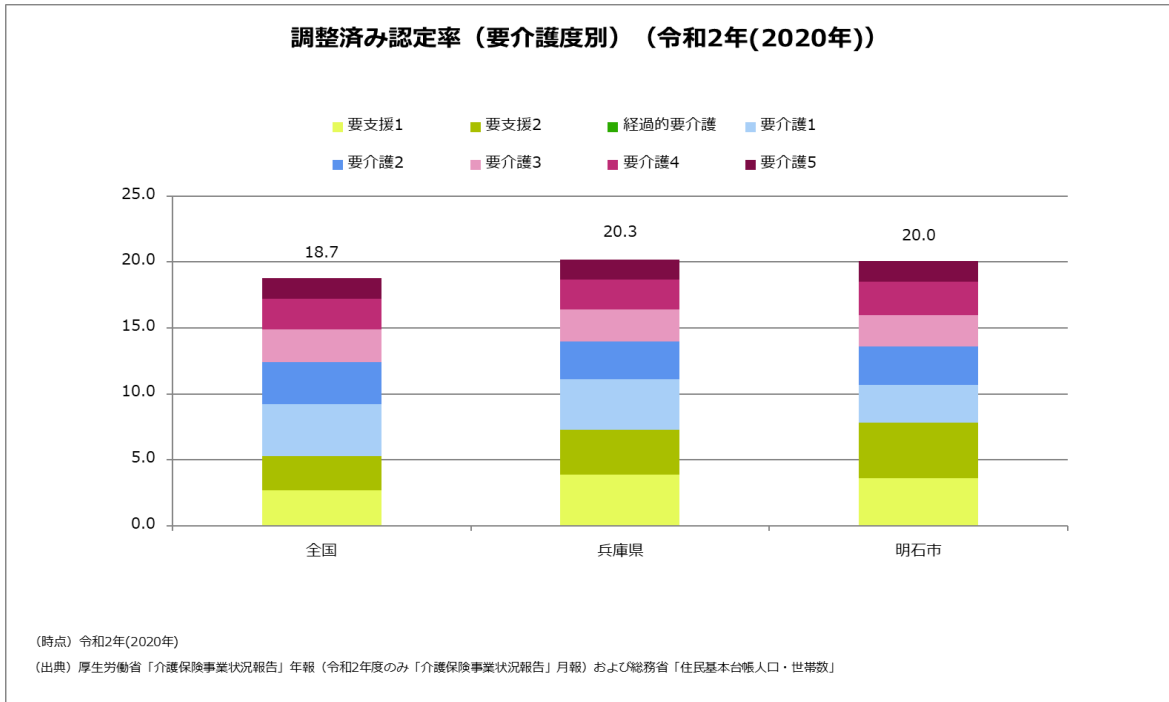
※どの地域も全国平均と全く同じ第一号被保険者の性・年齢別人口構成だったとして計算したもの

【現状把握及び分析】

高齢化率が全国・兵庫県と比べて低いため、認定率についても低いと推測される。

3 認定者の状況（地域包括ケア「見える化システム」より）

地域間の人口構成の違いを調整した「調整済み認定率（要介護度別）」を、全国や兵庫県と比較



【現状把握及び分析】

要介護1が少なく、要支援2の認定率が高い。
 また、要支援2の割合は、近年増加傾向にある。

4 課題・施策検討に向けた確認事項

○ストラクチャー指標から把握される地域の現状

- ・リハビリテーションサービスの施設・事業所数

サービス提供事業所数	
訪問リハビリテーション（介護老人保健施設併設：4、病院等併設：16）	20 事業所
通所リハビリテーション（介護老人保健施設併設：6、病院等併設：7）	13 事業所
介護老人保健施設	6 施設
介護医療院	—
短期入所療養介護（介護老人保健施設：6）	6 事業所

- ・リハビリテーション専門職の数

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の従事者数（認定者1万人あたり）	当市	県	全国
介護老人保健施設			
理学療法士※1	8.7	11.3	12.0
作業療法士※2	11.6	8.0	8.3
言語聴覚士※3	2.1	2.0	1.7
通所リハビリテーション			
理学療法士	18.9	17.7	17.3
作業療法士	15.2	7.4	8.0
言語聴覚士	3.6	1.7	1.3

※1 理学療法士とは、医師の指示の下に、理学療法（身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせる等の物理的手段を加えること）を行うことを業とする者

※2 作業療法士とは、医師の指示の下に、作業療法（身体に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行わせること）を行うことを業とする者

※3 言語聴覚士とは、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者

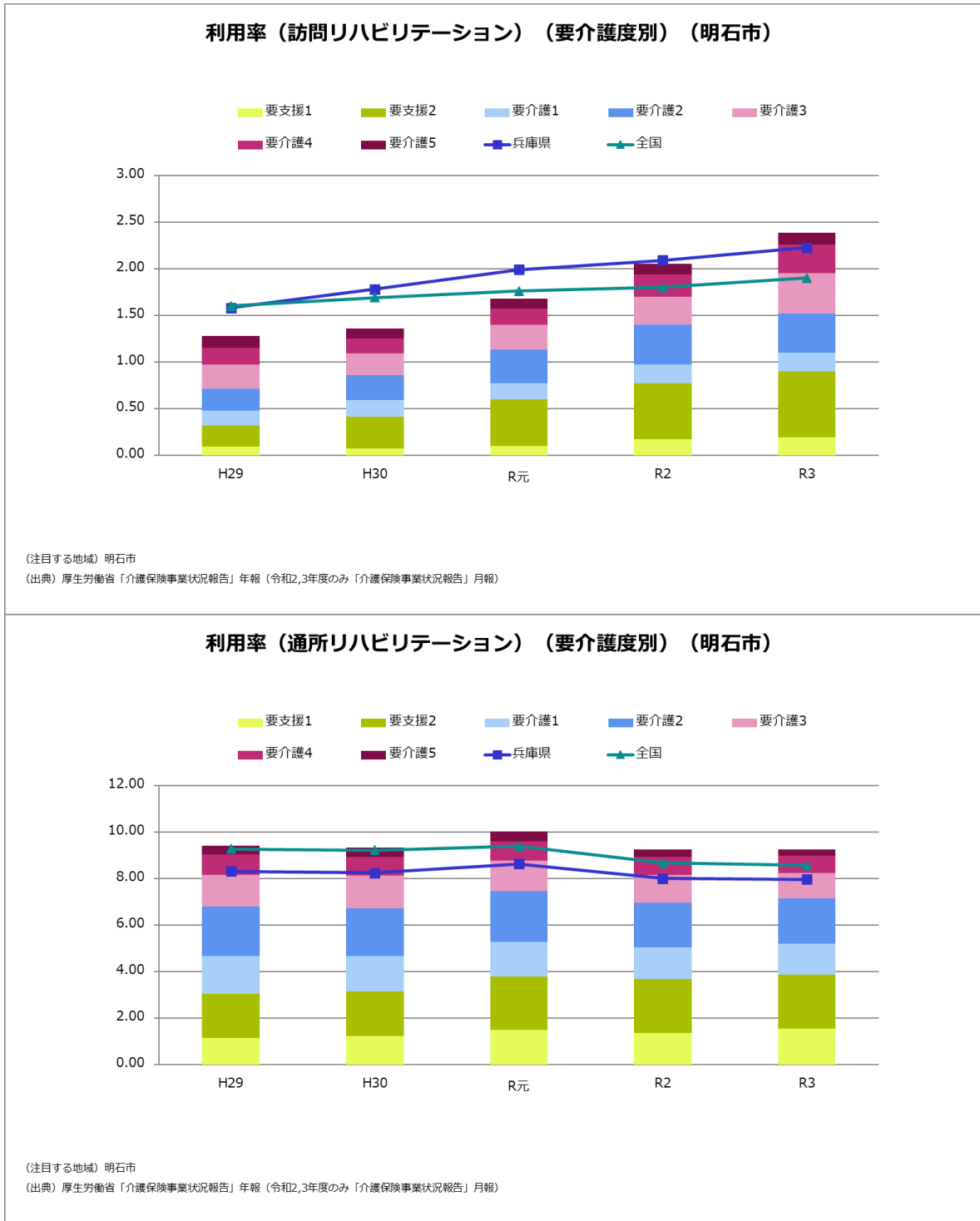
【現状把握及び分析】

リハビリテーション専門職（常勤換算従事者数）について、軒並み全国・県を上回っており、専門職数は十分に確保できていると考えられる。

また、作業療法士の数が多いことから、日常生活をスムーズに送るための応用動作（食事をする、顔を洗う、字を書く等の生活するうえで必要不可欠な動作）や、精神分野に係るリハビリテーションが手厚く受けられる体制が構築されている。

○プロセス指標から把握される地域の現状

訪問・通所リハビリテーションサービスの利用率につき、県・全国との比較を実施した。



【現状把握及び分析】

リハビリテーションサービスの利用率について、認定者全体を県・全国と比較すると、訪問リハビリテーションについては低く、通所リハビリテーションについては同程度で推移しているが、訪問リハビリテーションに係る要支援2の利用率においては、この5年で約3倍となっている。

「3 認定者の状況」でも触れた通り、要支援2の認定者数が増えており、介護予防・重度化防止

に資するリハビリテーションのニーズが高まってきていると推測される。

また、サービスごとを経年で見ると、特に令和2年度以降に通所リハビリテーションについては減少し、訪問リハビリテーションについては増加してきている。(県・全国も同様)

要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと推測され、一過性のものと考えられる。

具体的には「介護老人保健施設の入退所の一時停止等により、短期入所療養介護の利用が減少した」「感染を恐れて通所から訪問に切り替えた」等の事象が考えられる。

5 地域として目指す理想像及び目標の設定について

各指標・分析結果を基に、個々の利用者が、本人に適したリハビリテーションを利用しながら望む暮らしを送ることができるよう、関係部署とも連携しながら、具体的な目標設定及び解決すべき課題の抽出等について、今後検討を進めていく。